尼崎市現業評議会との 交 渉 状 況

令和 4 年度第 5 号 通 算 第 5 1 号 令和 5 年 3 月 31 日 尼 崎 市 総 務 局 人事管理部給与課

一令和5年度向けの合理化について一

◎日時・場所

令和5年3月14日(火)午後6時30分~午後7時20分(中央北生涯学習プラザ学習室B・C)

◎今回の交渉の主な目的

令和4年9月29日に提案した令和5年度向けの合理化について確認等を行うため、交渉の場を 持った。

◎具体的な交渉内容

1 令和5年度向けの合理化について

課題の要旨

令和4年9月29日に提案した学校給食調理業務の見直しについて、支部での協議の確認を行った。

現業評議会の主張	当局の回答
受託業者は、決定したのか。	決定したと聞いている。
その業者は、特別支援学校での実績はあるの	給食調理業務の実績はあると聞いているが、
カっ。	特別支援学校での実績があるかどうかまでは確
	認していない。ただし、業者選定条件として特
	別食の提供が可能であることを求めているので
	あるから、対応能力はあるものと認識してい
	る。
子どもの安全を重視して進めていただきた	承知した。
い。また、今後、保護者からの聞き取りも行わ	
れるであろうと認識しているが、検証について	
もしっかりとしていただきたい。	
今回の合理化提案は、退職動向に沿ったもの	そのとおりである。
ということでよいか。	

退職動向については、再任用期間まで含めた	差し支えない。
ものということでよいか。 	
直営校の校数と、学校給食調理師の職員数	直営校の校数については、今回の委託後でい
は。	うと6校となる。また、職員数は、事務・技術
	学び期間中の職員を除くと、令和4年4月1日
	時点で 13 人である。
職員の配置基準は。	常勤職員は各校2人、非常勤行政事務員は規
	模に応じて各校2人から4人となっている。
例えば常勤職員を各校1人とすることは可能	職員が休暇を取得しても業務には支障を来さ
なのか。	ないようにするなど、一定の考え方をもって各
	校2人としているのではないかと考えられると
	ころであり、難しいのではないかと思うが、必
	 要に応じて支部で話し合っていただきたい。
職員の退職動向等を踏まえた委託ということ	令和4年4月1日時点で、常勤職員において
 で確認するが、職員の年齢分布は。	 は、50 代が 12 人、60 代が 1 人である。なお、
	 非常勤行政事務員においては、40 代が1人、
	 50 代が 13 人、60 代が 9 人となっている。
 年度途中に退職した職員もおり、現状の職員	
 数は令和4年4月1日時点とは異なっている。	
 そうした中で、非常勤行政事務員も含めた学校	
給食調理師全体で見ると、年齢構成はかなり高	
くなっており、非常勤行政事務員の中には十分	
な働きができていない者もいる。それが他の職	
員の負担につながっているため、もう少ししっ	
かりと見極めるよう教育委員会事務局には伝え	
ていただきたい。	
があるが、この基準となる時期はいつなのか。	A LICAN VALUE AND A VI BILL COLOR
設定された。そうするのであれば、十分な協議	は、今後の事務手続等を踏まえてのものと思う
設定された。そりするのであれば、十分な励識	は、今後の事務子続寺を踏まえてのものと思り が、一方で十分に協議を実施することも重要で
に提案していただきたいのであるが。 	ある。その意味では、例えば正式な提案に先立
	って窓口等を活用して事前に調整をするという
	手法も考えられるところであり、ただ今いただ
	いた意見については教育委員会事務局にも伝え
	ておく。

合理化提案時に全校委託化のタイミングにつ	教育委員会事務局としては、以前と同じく、
いて労使間での認識の相違が明らかとなった	残り4校を割り込んだ時点と認識していると聞
が、その点はどうか。	いている。とはいえ、その時期はもう少し先と
	いうこともあり、支部においてしっかりと協議
	をしていただければと思う。
応援体制を組むことができるかどうかが基準	そうした意見についても、教育委員会事務局
となると、過去に聞いていた。その意味では、	には伝えておく。
数字を設定することに意味はないのでは。	
退職動向を考えていく上で、今般の定年引上	定年引上げといっても、65 歳が区切りとな
げの影響はあるのか。	るということについては現行の再任用制度と変
	わらず、特に影響はないのではないか。
それでは、仮に 65 歳以降の再任用制度が創	飽くまでも仮の話にはなるが、何らかの影響
設されれば、影響があるということか。	はあるのではないか。
非常勤行政事務員においては、任用上限年齢	もちろん影響はあり得るが、一方で先ほど現
が撤廃されたと聞くが、こちらについては影響	業評議会からも意見があったとおり、いつまで
があるのでは。	も働き続けられるというわけでもないため、動
	向の注視は要するものの、計画の見直しにまで
	は至っていないとは聞いている。
全校委託化を実施する際には、残っている職	それはその時に議論していくことになる。
員はどうなるのか。	
最後まで学校給食調理師として働き続けるこ	今後も引き続き協議していきたい。
とができるのか、できないというのであればど	
うするのか、職員に十分な選択肢を提示するこ	
とも含め、きっちりと将来像を示していただき	
たい。また、職員がいたずらに不安を感じるこ	
とのないように、例えば今後 10 年間は学校給	
食調理師として働くことができるといった目安	
を示すことも必要ではないか。	
学校給食調理業務においては執務環境の改善	来年度向けに空調設備に係る設計委託料の予
も重要であるが、この点については動きはある	算を確保したと聞いている。このことをもっ
のか。	て、来年度に直ちに空調設備の改修をするとい
	うわけではないが、一定進んでいるのではない
	かと思う。
それは直営校の全てを対象とするものなの	予算を確保したのは4校分であり、そのうち
か。	直営校は2校と聞いている。

一歩進んだことは良いことではあるが、健康 で最後まで働き続けられるように、引き続き改 善に向けて取り組んでいただきたい。

教育委員会事務局には伝えておく。

直営による学校給食調理業務については長い 歴史があり、直営ならではの技術力やノウハウ|行した例として、非現業の業務を担う中で、業 が培われており、これは委託によって失われる べきものではない。そのための手法として、転 職制度を通じて非現業業務に継承することが考し えられるが、学校給食調理師については、うま く継承していくポストを見いだすことができて↓るようである。 いないようにも思うが、どうか。

学校給食調理師から事務・技術学び期間へ移 者や保護者と対応する際に調理師としての経験 もうまく生かしているというものがあると聞い ている。教育委員会事務局としても、学校給食 調理師からの転職の好事例であると認識してい

転職制度については、希望を持っていても、 いために、なかなか踏み出すことができない職一についても教育委員会事務局には伝えておく。 員もいる。今お聞きしたような例については、 積極的に発信していただきたい。

転職を進めていきたいということについては 転職後にどのような業務を担うのかが分からな│当局も同じ考えであり、ただ今いただいた意見

行政が責任をもって市政を運営していくとい う意味でも、アウトソーシング一辺倒というの もいかがなものか。アウトソーシングの方針が 示されてから時間も経過し、その間に社会情勢 も変わっていることも踏まえ、改めて協議して いただきたい。

承知した。

課題解決への方向性

令和5年度向けの合理化について、現業評議会は支部での協議状況を尊重し、合意の意向を 示した。

> 以上 (給与課)